

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4788

No.	項目	内容
①	処分名	毒物及び劇物の製造業の登録
②	法令名	毒物及び劇物取締法
③	法令番号	昭和25年法律第303号
④	根拠条項	第4条第1項
⑤	処分権者	知事又は保健所長
⑥	審査基準	▶ 毒物及び劇物取締法第5条 ▶ 毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4第1項
		添付の有無 無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間) 15日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4788)
⑫	備考	各保健所又は薬務課で受付・処理